BB004d	警察法第七十九条第二項の規定による苦情（BB004tに掲げるものを除く。）	(1)受理		当該苦情の対応が終了する日に係る特定日以後５年	廃棄	BB004tに同じ
		(2)処理				
		(3)通知				
BB005d	公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての意見、要望等	(1)受理		当該意見、要望等の対応が終了する日に係る特定日以後１年	廃棄	公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての意見又は要望
		(2)処理				・回答方針 ・処理方針
F　その他の事項						
F033d	保存期間表及び行政文書ファイル管理簿	(1)作成・整理・保存	三十の項	常用	廃棄	・保存期間表 ・行政文書ファイル管理簿
F036t	行政文書の移管・廃棄の記録	(1)移管・廃棄	三十三の項	20年	移管	移管・廃棄簿